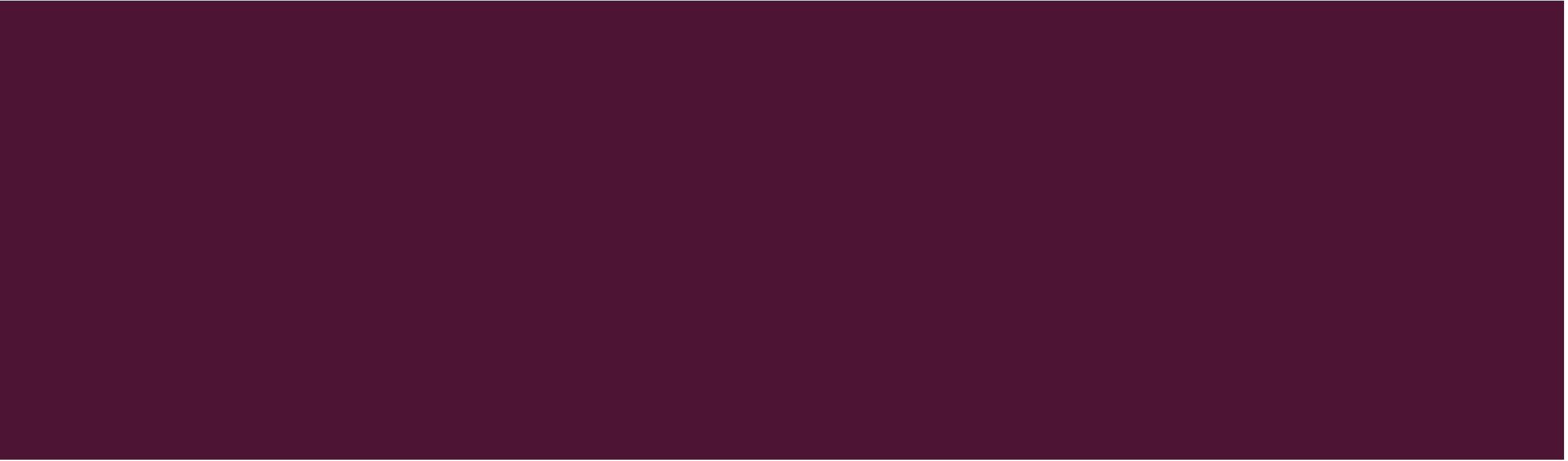

2019年度

商法第2部



平成17年改正前商法

第38条 支配人ハ營業主ニ代リテ其ノ營業ニ關スル一切ノ裁判上又ハ裁判外ノ行為ヲ為ス權限ヲ有ス

2 支配人ハ番頭、手代其ノ他ノ使用人ヲ選任又ハ解任スルコトヲ得

3 支配人ノ代理權ニ加ヘタル制限ハ之ヲ以テ善意ノ第三者ニ對抗スルコトヲ得ズ

第43条 番頭、手代其ノ他營業ニ關スル或種類又ハ特定ノ事項ノ委任ヲ受ケタル使用人ハ其ノ事項ニ關シ一切ノ裁判外ノ行為ヲ為ス權限ヲ有ス

2 第三十八條第三項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

代理商の定義

平成17年改正前商法

第46条 代理商トハ使用人ニ非ズシテ一定ノ商人ノ為ニ**平常其ノ営業ノ部類ニ属スル取引ノ代理又ハ媒介ヲ為ス者**ヲ謂フ

現行商法

第27条 代理商（商人のために**その平常の営業の部類に属する取引の代理又は媒介をする者**で、その商人の使用人でないものをいう。以下この章において同じ。）は、取引の代理又は媒介をしたときは、遅滞なく、商人に対して、その旨の通知を発しなければならない。

<読み方>

「平常」「其ノ営業ノ部類ニ属スル取引ノ代理又ハ媒介ヲ」「為ス者」

<平成17年改正前商法がしたと思われる読み方（誤読）>

「平常（其）ノ営業ノ部類ニ属スル」「取引ノ代理又ハ媒介ヲ」「為ス者」